

目黒区中小企業従業員顕彰要綱

制定 平成 5 年 6 月 1 日付け目区経第 1 6 6 号

改正 平成 7 年 5 月 25 日付け目地経第 1 5 3 号

平成 10 年 5 月 20 日付け目地経第 1 4 2 号

平成 12 年 4 月 14 日付け目区産第 6 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、長年にわたり区内中小企業の発展に寄与してきた従業員等を顕彰することにより、当該従業員等の勤労意欲を高めるとともに中小企業への定着を図り、もって区内中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 顕彰 表彰状又は感謝状を贈呈することをいう。
- (2) 対象企業 次のいずれかに該当する企業をいう。なお、業種については、日本標準産業分類による産業大分類を元に分類する。

ア 区内に事業所を有し、かつ、資本の額又は出資の総額が 1 億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が 1 0 0 人以下の法人及び個人の卸売業

イ 区内に事業所を有し、かつ、資本の額又は出資の総額が 5, 0 0 0 万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が 5 0 人以下の法人及び個人の小売業

ウ 区内に事業所を有し、かつ、資本の額又は出資の総額が 5, 0 0 0 万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が 1 0 0 人以下の法人及び個人のサービス業

エ 区内に事業所を有し、かつ、資本の額又は出資の総額が 3 億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が 3 0 0 人以下の法人及び個人の製造業、建設業及び運輸業

- (3) 中小企業団体 区内に組織された中小企業団体で、その事務所が区内にあるもの(顕彰対象者)

第 3 条 顕彰の対象者は、対象企業の区内の事業所又は中小企業団体の区内の事務所に勤務し、かつ、対象企業又は中小企業団体(以下「対象企業等」という。)の代表者又は事業主と雇用関係にある者で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 表彰状の授与対象者にあつては、引き続き同一の対象企業等に 1 0 年以上勤務している者(区政功労表彰基準第 1 1 (1) に該当し、区政功労者表彰を受けた者を除く。)
- (2) 感謝状の授与対象者にあつては、引き続き同一対象企業に 5 年以上、1 0 年未満勤務している者

(授与制限)

第 4 条 表彰状及び感謝状の授与は、同一人につきそれぞれ 1 回に限るものとする。

(顕彰除外)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は顕彰対象者としな

- (1) 対象企業の代表者又は事業主の配偶者、父母及び祖父母
- (2) 従業員の数が5人を超える法人の役員の職にある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う企業に勤務する者
- (4) 対象企業に正社員として勤務している者以外の者
- (5) その他区長が適当でないと認める者

(顕彰候補者の推薦等)

第6条 対象企業等の代表者又は事業主は、自己の企業等に顕彰対象者に該当する者(以下「顕彰候補者」という。)があるときは顕彰候補者推薦調書を作成し、区長に推薦するものとする。ただし、当該企業が中小企業団体に属している場合は、所属する中小企業団体の代表者に推薦を依頼するものとする。

2 前項ただし書の規定により推薦を依頼された中小企業団体の代表者は、顕彰候補者について顕彰候補者推薦調書を確認の上、顕彰候補者として適格と認めた場合は顕彰候補者推薦調書により区長に推薦するものとする。

3 顕彰候補者の推薦期間等については別途定める。

(被顕彰者の決定)

第7条 区長は、前条の規定により推薦された顕彰候補者について審査の上、被顕彰者を決定する。

(顕彰基準日)

第8条 顕彰候補者の勤務年数は毎年8月31日を基準日として計算する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別途定める。

付 則

(施行)

1 この要綱は、平成5年6月15日から施行する。

(目黒区中小企業優良従業員顕彰要綱の廃止)

2 目黒区中小企業優良従業員顕彰要綱(平成2年6月1日付け目区経182号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成7年6月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。